

令和5年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和5年3月10日 午前9時30分開議

議 長	おはようございます。 ただいまから、令和5年第1回川本町議会定例会を開会いたします。
々	ただいまの出席議員数は9名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
々	これより、令和5年第1回川本町議会定例会を開会をいたします。
々	それでは、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。
々	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして7番片岡議員、8番飯田議員を指名いたします。
々	日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
々	本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。その結果につきましては、お手元に配付しております「審議予定表(案)」のとおり、本日10日から16日までの7日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑を行います。質疑は、一般会計・特別会計当初予算の議案を除く全議案であります。 なお、「日程第8、議案第5号」については、質疑に引き続き討論、採決まで行います。 次に、「日程第24」にて、皆さんにお諮りをして、予算特別委員会を設置し、これに調査並びに審査を付託する予定としております。審査予定は、13日から14日までの2日間としております。 本日は、本会議終了後、引き続き全員協議会を開催し、終了後、議会運営委員会を開催し、その終了後、活性化対策特別委員会を開催する予定としております。 15日は午前9時30分から一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。 最終日の16日は、午前9時30分から本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。
々	以上、この予定表(案)のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日10日から16日までの7日間とすることに決定いたしました。
なお、一般質問の通告は、本日の午後1時00分までとしておりますので、申し上げます。
- 々 お諮りいたします。本議会における会議録の作成において、発言中の単純な間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付しております、「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧ください。
以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長施政方針」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 おはようございます。令和5年第1回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
- 々 定例議会開会にあたり、提出議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し述べ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 々 はじめに、「立地適正化計画」の策定について申し上げます。
昨年度、国・県による計画に、江の川の無堤防地区への恒久的な治水対策が盛り込まれ、県により「主要地方道川本波多線」川本工区のルートが決定され、また、社会医療法人仁寿会・加藤病院から「地域総合ヘルスケアステーションかわもと新施設群」の整備計画が示されたことにより、将来のまちづくりを骨格づける重要インフラの整備が見渡せる段階となりました。
今年度は、「地域公共交通計画」「住生活基本計画」「デジタル化推進計画」「弓市魅力化推進計画」を策定するなど、重要課題に対する取り組みの方向性を打ち出したところです。
こうした機を捉え、本町が将来にわたり持続可能な町であり続けるためのマスタープランたる「立地適正化計画」の策定に着手いたします。
この計画は、人口減少や少子高齢化に伴い、令和2年度に改正された「都

番外
野坂町長

市再生特別措置法」上、市町村が位置付けることが可能となったまちづくり計画にあたるもので、これに基づく取り組みに対して、各省庁から横断的に法律・予算・税制のパッケージによる支援を呼び込むことが可能となります。

官民が一体となって、居住機能や医療・福祉・商業などの様々な生活機能と地域公共交通網を組み合わせることで、次世代につながるコンパクトなまちづくりを目指してまいります。

々

次に、治水対策について申し上げます。

国の江の川流域治水推進室による「治水とまちづくり連携計画」において、緊急対策特定区間として指定された瀬尻・久料谷地区、また谷地区については、県による「江の川水系下流支川域河川整備計画」において、「矢谷川」の整備を盛り込まれた上で、両地区とも、概ね10年間を事業期間として、土地利用一体型水防事業を活用した宅地嵩上げが実施されます。

このうち、瀬尻・久料谷地区につきましては、今年度の国事業としての調査に引き続き、用地取得・建物等補償が行われるよう要望しております。町施工部分につきましては、事業範囲内の用地取得、建物等の補償を行います。

また、谷地区につきましては、国事業として、構造物の詳細設計、水道施設調査が、今年度に引き続き行われる予定となっており、県事業としては、先行整備エリアにおける用地・建物の補償、及び迂回路設置工事が行われる予定となっております。町では、用地取得、建物等補償調査及び補償を行います。

今後も、事業が円滑に進むよう地元の治水事業推進協議会の皆様と連携するとともに、国・県に対して、早期完成を働きかけてまいります。

また、策定した「弓市魅力化推進計画」による具体的なまちづくりイメージを伴って、川本堤防の完成堤防化を一層強く働きかけるとともに、近年の気候変動に伴う降雨量の増大の影響を受けての、因原・尾原地区の内水排除対策、加えて日向地区の対策につきましても、早期事業化が呼び込めるよう、継続して強く要望してまいります。

々

次に、デジタル化の推進について申し上げます。

国により、新たな重要施策「デジタル田園都市国家構想」が進められる中、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で謳われている「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。策定した「デジタル化推進計画」に掲げた「町民サービスの向上」「庁内業務の効率化」「職員の人材育成」の3つの柱のもと、行政手続きのオンライン化や窓口のデジタル化などを進める、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に併せて、地域社会のデジタル化、デジタルディバイド対策に取り組んでまいります。

また、令和4年10月の閣議決定「地方公共団体情報システム標準化基本

番外
野坂町長

方針」で示された、「令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準標準拋システムへの移行を目指す」に則り、邑智郡総合事務組合と共同で、自治体情報システムの標準化・共通化に取り組んでまいります。

々

次に、医療・介護・福祉サービスの強化について申し上げます。

現在、社会医療法人仁寿会・加藤病院においては、昨今の社会経済情勢に鑑み、「地域総合ヘルスケアステーションかわもと新施設群」の整備に向けた建設計画を、着手の時期を含んで見直しておられます。

重点プロジェクトに掲げた、このサービス強化の基盤ともなるこの度の整備が、早期に完成するよう支援するとともに、本町ならではの地域包括ケアシステムを構築してまいります。

また、昨秋着工され、令和6年10月の竣工を目途に進められております、公立邑智病院本館棟の建て替えにより、慢性期と急性期双方の医療体制が充実してまいります。

々

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

基本的な感染防止の徹底にご理解・ご協力をいただいております町民の皆様、医療・福祉従事者の皆様に、心から感謝申し上げます。

現在は、感染状況は落ち着いてきている中、新型コロナの感染症法上の位置付けが「5類」に引き下げることとなりました。

町としましては、段階的な移行が必要とされております医療体制や、公費支援などの措置の検討・調整状況を注視するとともに、引き続き、町民の皆様の命と暮らしを守るため、国や県、医療機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止と地域経済の回復に必要な対策等に、全力で取り組んでまいります。

々

次に、提出いたしました、来年度の当初予算の概要について申し上げます。

「第6次川本町総合計画」による、持続可能な税源涵養に資する人口減少対策として引き続き取り組むべき事業や、「治水対策」、「デジタル化推進計画」に基づく施策、「公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設の長寿命化事業等について、重点的に盛り込んだところです。

一般会計の当初予算額は、46億8,980万8千円となり、前年度と比較すると、2億7,163万4千円、6.1%の増額となっています。

主な増額の要因は、瀬尻・久料谷、谷地区治水対策事業の本格化による、普通建設事業費の1億8,763万8千円の増や、公立邑智病院建設改良事業費の増による、補助費等の8,860万9千円の増等となっています。

また、主な減額の要因は、保育所運営費の減による、扶助費の1,578万4千円の減等となっています。

国民健康保険事業、後期高齢者医療、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、8億9,594万7千円で、前年度と概ね同額と

番外
野坂町長

なっています。

々 それでは、「第6次川本町総合計画」に掲げております、4本の基本目標に基づき、予算に盛り込みました主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々 まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、住民主体の地域づくりについて申し上げます。
各自治会の現状や意向を把握し、昨年度設けました地域の生活機能の維持確保に対する補助事業の活用を念頭に、住民主体の地域運営組織の伴走支援や立ち上げ支援を行います。

々 次に、地域公共交通の充実について申し上げます。
「地域公共交通計画」に基づき、本町に適した交通手段の整備に向けては、運行事業者等を交えて協議を重ね、利用者ニーズに合った、持続可能な地域公共交通体系を構築できるよう取り組みを進めてまいります。

々 次に、移住・交流の推進について申し上げます。
ウィズコロナの動きとともに、再開されている移住相談イベントに多くの来場者があるなど、地方回帰の興味、関心が高まっていることから、きめ細やかな情報発信や相談支援体制を構築してまいります。

々 次に、住環境の整備について申し上げます。
因原地区へ定住促進住宅を2棟建設するとともに、「住生活基本計画」を基に、個人住宅の建設促進、空き家の活用、民間事業者と連携した賃貸住宅の整備を図ってまいります。

々 次に、地域福祉の増進について申し上げます。
他の計画との調整を図りながら、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた「地域福祉計画」を改定してまいります。
今後も、福祉事務所を中心に、自立支援を受けた相談窓口である社会福祉協議会などの関係機関と連携して、様々な事情により生活困窮となられた方々に寄り添いながら、セーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

々 次に、障がい福祉について申し上げます。
障がい福祉サービスの円滑な実施を確保するため、関係機関と連携して、令和6年度から8年度までを目途とする、第7期「障がい福祉計画」、・第3期「障がい児福祉計画」を策定いたします。

番外
野坂町長

定期的に開催している、三原地区でのサテライト相談会の実施等、きめ細やかな支援を継続しながら、地域生活支援拠点体制を強化してまいります。

々

次に、国民健康保険について申し上げます。

医療費の適正化に向けて、人間ドック助成や電子決済普及事業と連動した各種健診へのインセンティブなどにより、疾病の早期発見・生活習慣病対策や健診受診率の向上に取り組んでまいります。

また、国の方針に基づき、2月27日から運用開始した、新たな「事務処理標準システム」のもとで、円滑に事務を執行してまいります。

々

次に、高齢者福祉について申し上げます。

令和6年度から8年度を目途として、邑智郡総合事務組合が策定する第9期「邑智郡介護保険事業計画」に併せ、高齢者福祉サービスの向上を目指した次期「老人福祉計画」を策定いたします。

地域包括ケアシステムにつきましては、医療・介護・福祉サービスの強化とともに、サロン運営や生活支援など、地域住民が主体的に関わりながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、中間支援組織との連携強化も図りながら推進してまいります。

々

次に、子育て支援について申し上げます。

国の制度を活用して、妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援や、経済的支援を一体的に実施してまいります。

また、子育て支援活動団体への支援を充実し、子育てサービスの充実や、子どもたちや子育て世代が気軽に集える交流の場づくりにも取り組み、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めてまいります。

々

つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

三原地域の3つの集落営農法人によるドローンでの水稻の共同防除は、オペレーターも5名から7名に増え、更なる農作業の省力化が期待されます。

中核となる認定農業者や集落営農組織などに対しては、経営が安定化し、作業が効率化・省力化されるよう、農地の流動化を促進し、機械導入を支援してまいります。

々

次に、担い手の確保について申し上げます。

新規就農者に対しては、関係機関と連携しながら、自立に向けて支援してまいります。

番外
野坂町長

また、地域おこし協力隊をはじめとする、U・Iターン就農者の受け入れに向けましては、認定農業者の方々に研修の受け入れ先となっただき、更なる確保を目指してまいります。

々

次に、特産品の振興について申し上げます。

エゴマにつきましては、収量の増加や販路の拡大などを支援し、本町の特色を活かした農産物として、一層振興してまいります。

J Aしまね邑智と連携して取り組んでおります、ピーマンにつきましても、面積拡大に向けて生産を支援してまいります。

また、国が進める「みどりの食糧システム戦略」に基づき、有機農業の産地づくりに向けた支援に取り組んでまいります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

防御・捕獲・追い払いを基本とするこれまでの取り組みを活かし、ICT捕獲檻の導入による個体数の減少につながる対策や、地域全体で取り組む体制づくりに向けた支援を進めてまいります。

々

次に、畜産の振興について申し上げます。

今年度からの1名の若手新規就農者が、今後、飼育頭数を拡大されるよう、繁殖雌牛の更新助成や予防接種の補助などにより、経営の安定化と強化を支援してまいります。

また、J A島根おおち地区管内での肥育事業の継続や、畜産経営の安定化と振興に向けて、今年度立ち上げられた管内の各機関で構成される「島根おおち地域畜産振興検討部会」と連携して支援してまいります。

々

次に、林業の振興について申し上げます。

森林環境譲与税を活用して、循環型林業の実現に向けて、所有者の負担軽減に繋がる補助や、施業の効率化のための作業道を整備してまいります。

また、担い手対策として、講習会や必要な装備品の購入補助等、林業事業者の従事者確保を支援してまいります。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

国や県、しまね産業振興財団など関係機関の支援制度により、地域商業機能の維持・発展につながる取り組みを支援してまいります。

また、商工会と連携し、空き店舗の活用、事業承継などの課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

々

次に、キャッシュレス決済の普及について申し上げます。

電子決済アプリ・Jコインペイを活用した「まげなポイント」事業により、キャッシュレス決済の普及と町内店舗での消費を一層促進してまいります。

番外
野坂町長

また、ポイント付与の対象を、特定健診・がん検診の受診者に拡大するなど、地域社会のデジタル化やデジタルディバイド対策に寄与するよう、多様な取り組みを推進してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

邑智郡内の魅力を活かした観光メニューの開発や情報発信を行い、広域的な連携による誘客促進に取り組みます。

また、本町の歴史、文化、自然、施設などを観光資源として、観光協会を中心に町内事業者とも連携することで、本町のファン獲得、交流人口の拡大を図ります。

々

次に、交流施設等の運営について申し上げます。

湯谷温泉弥山荘、悠湯プラザ、農村公園笹遊里が、相互連携によるイベントの実施や、新たな活用方法の提案などにより、訪れる方々にとって魅力ある施設となるよう取り組んでまいります。

また、町内製品の販売拠点である、道の駅インフォメーションセンターかわもとでは、出荷組合と連携したイベントなどにより、さらなる活性化を図ってまいります。

また、SNSを活用したPRの展開、地元野菜の販売充実などに取り組んでまいります。

々

次に、誘致企業との連携について申し上げます。

県から、人材確保支援サポート事業の対象企業として選定されている株式会社三協島根川本工場による人材確保に向けて、県と連携して支援してまいります。また、毎年寄贈いただいている河津桜の植栽イベントを、町道三原古市線沿線で継続実施するとともに、町民の皆様の憩いの場や、町外からの誘客との交流の場となるよう、企業や地元の皆様とともに、河津桜を活用した公園整備構想を固めてまいります。

々

次に、雇用対策について申し上げます。

高校や事業所、県の人材確保コーディネーター及びハローワークと連携して、3月13日にはじめて実施する、企業ガイダンスなどの取り組みを今後とも定着させ、町内事業所が必要とする人材確保を支援し、就業機会を創出してまいります。

々

つづいて、「子どもたちの夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する施策についてであります。

はじめに、町立学校のあり方検討について申し上げます。

教育委員会の諮問による「町立学校のあり方」に関しては、「魅力ある学校教育」「安心して学べる教育環境」について議論を深めていただいております。

番外

野坂町長

ます。

来年度に予定されている教育委員会の答申を受け、町が目指すべき教育環境整備について、検討していくとともに、学校運営協議会の設置や地域学校協働活動の推進に向けて取り組んでまいります。

々

次に、特色ある教育環境づくりについて申し上げます。

「自らの学び応援事業」として実施している英語、漢字、算数・数学の各検定助成事業を継続し、児童生徒が自ら学ぶ意欲を育む環境を充実させてまいります。

また、幼少期から外国語に親しむ活動ができるよう、コロナ禍で中断していたALTによる保育所訪問を再開し、児童生徒の学校外での外国語活動の機会を設けるなど、語学力を高め、異文化への関心、理解を深める取り組みを進めてまいります。

々

次に、教育のICT化について申し上げます。

現在、小・中学校兼務として1名配置しているICT支援員を各校1名ずつの配置とし、生きる力を育むための重要な資質・能力の一つとして、学習指導要領が求めている情報活用能力を一層高めてまいります。

また、教職員の業務の効率化と働き方改革を進めるため、学校での様々な業務を一元管理できる「統合型校務支援システム」を導入し、長時間勤務を解消し、教育の質の向上につながるよう支援します。

なお、このシステムの導入は、県浜田教育事務所管内の教育委員会で構成する浜田地区校務支援システム共同利用協議会を主体として、進められる運びとなっております。

々

次に、学校給食について申し上げます。

コロナ禍における物価高騰により、主要な食材の価格が上昇し、給食費の範囲内での運営が困難な状況にあります。同様に、保護者世帯への物価高騰による影響も大きいことから、物価高騰に相当する部分を学校給食会へ助成することとし、家庭の負担をふやすことなく、学校給食を提供してまいります。

々

次に、ふるさと人づくり推進事業について申し上げます。

中・高生の活動拠点で「あそラボ」では、大学生インターンの受け入れや地域行事への参加などを通じて、子どもたちの地域の中での成長を促してまいります。

また、日常生活では出会えない大人との対話による「多世代対話活動事業」の対象を中学生から小学生に広げ、地域に対する理解を深め、将来の自分を考えるきっかけとするなど、持続可能な地域づくりに貢献する人材の育成に努めてまいります。

番外
野坂町長

次に、公民館活動について申し上げます。

幅広い世代の身近な学びの場の提供と、協働による地域づくりの実践につながるよう、学習ニーズに応じた事業の実施に努めてまいります。

また、「かわもとぼかぼか親子プロジェクト」などの親子活動を通じて、若い世代との関わりを深め、地域づくりや人づくりの活動拠点としての取り組みを進めてまいります。

々

次に、人権・同和教育について申し上げます。

多様化する課題に向き合い、一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりを目指し、学校との一層の連携や公民館活動等における研修機会の充実に取り組むとともに、事業所や民間団体にも働きかけ、意識の高揚を図るための啓発活動を推進してまいります。

々

次に、読書活動の推進について申し上げます。

子どもの創造力や豊かな言葉と心を育むとともに、様々な文化や価値観に触れることにより、必要な知識と力を培えるよう、読書機会の拡充、読書活動のための環境整備と充実、子どもの読書を支える人材の育成を柱として、取り組みを進めてまいります。

また、幅広い世代の多様な学習要望に応えるため、図書館機能や利用者サービスの充実に努めてまいります。

々

次に、スポーツ振興について申し上げます。

スポーツの普及を通じた心身の健康増進に向けて、かわもとスポーツクラブなどの活動団体の支援と、イベント等の充実を図るとともに、ニュースポーツや軽スポーツの普及など、ライフステージに応じた機会を創出してまいります。

また、拠点施設の適切な維持管理と、計画的な修繕に努め、町民の皆様が安全・快適にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。

々

次に、文化振興について申し上げます。

ウィズコロナからポストコロナを見据え、悠邑ふるさと会館を拠点として、地域の伝統芸能や文化振興を支え、質の高い芸術鑑賞の機会を創出してまいります。

また、優れた音響をはじめとする会館の特長を内外に情報発信し、町内事業所とも連携して、新たな利活用の促進に努めてまいります。

々

次に、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

スクールミッションである、地域を創生し自己実現していく人材の育成に向けて、一人ひとりにあった学習環境で進路を実現するためのコース設定や、地域や大学と連携した課外活動等の取り組みを支援してまいります。

番外
野坂町長

部活動の地域移行に向けた動きも意識しながら、吹奏楽部の活動環境への支援を強化するなど、高校との協働による地域創生を推進してまいります。

々 つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、防災・消防について申し上げます。
災害対策基本法に基づき、地域防災力の強化を図るため、各地区において、それぞれの地理的特性などを踏まえながら、地域の皆様が主体となる、実践的な訓練を実施するとともに、全町的な防災啓発や、自らの命は自ら守る意識の向上、互助の意識の醸成を図ってまいります。

消防体制につきましては、近年、激甚化する自然災害などにも対応し得る地域消防力の充実・強化を図ってまいります。

々 次に、公営住宅等の維持管理について申し上げます。
令和13年度までを目途とした「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用して、戸別改善など長寿命化に資する修繕や管理を行ってまいります。

々 次に、道路整備について申し上げます。
町道事業につきましては、町道田原絵堂線の三原地内で、引き続き約820メートル間の道路改良工事を行います。
修繕事業につきましては、長寿命化計画により、幹線道路の補修修繕、また橋梁の点検及び修繕の測量設計を行う予定です。
防災・減災事業につきましては、町道下因原線及び町道柿木原線の落石対策工事を行います。
県道事業につきましては、主要地方道川本波多線、川本工区の道路改良事業の測量調査、詳細設計が行われる予定となっております。
主要地方道温泉津川本線、川下工区の道路改良事業につきましては、橋梁下部工事が行われる予定となっております。
国道261号、因原地内の道路改良事業につきましては、道路嵩上げ工事が行われる予定となっております。

々 次に、急傾斜・治山・地すべり対策について申し上げます。
県営急傾斜事業につきましては、高校下地区の施設修繕が行われる予定となっております。
県営治山事業につきましては、中倉地内の大旗谷で谷止工事が行われる予定となっております。
県営地すべり対策事業につきましては、川本第3期地区の調査解析業務及び地すべり施設の長寿命化事業として、詳細設計が行われる予定となっております。

番外
野坂町長

ります。

々 次に、農業耕作条件改善事業について申し上げます。
担い手への農地集積・集約化を目的として、三原地区で農業用排水施設工事等を行います。

々 次に、農業水路等長寿命化・防災減災について申し上げます。
防災重点ため池3箇所のうち、1箇所の修繕工事を行います。

々 次に、簡易水道について申し上げます。
施設改良工事として、国道261号、因原地内の水道管移設工事等を行います。

々 次に、生活排水処理対策について申し上げます。
農業集落排水整備地区を除く町内全域を対象として、国からの補助に町が上乗せして実施している合併浄化槽設置に対する補助を、継続して行います。

々 次に、環境衛生について申し上げます。
今年度供用開始された邑智郡総合事務組合による、「新可燃ごみ共同処理施設」及び「最終処分場」につきましては、順調に稼働しており、引き続きごみ分別の徹底や減量化対策を進めてまいります。

々 つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々 はじめに、財政基盤の確立について申し上げます。
本町が、将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営をしていくためには、財政基盤の強化が不可欠です。

令和3年度の決算において、健全化判断比率とされる将来負担比率及び実質公債費比率は、県内自治体の中でも優良な数値となっていますが、近年の大規模事業に伴う地方債借入に伴い公債費が増額するため、今後は数値が上昇する見込みです。

また、来年度は、瀬尻・久料谷、谷地区の治水対策事業が本格化することから、基金を大きく取り崩す予算編成としております。

今後しばらくの間は、大きな費用負担が見込まれることから、可能な限り有利な起債等により財源を調達し、常に長期的な財政状況を見通し、安定的な財政運営を目指してまいります。

また、限られた財源の中で、「第6次総合計画」に掲げた、重点プロジェクトをはじめとする事業を着実に実施しながら、治水対策のような長期にわたる基盤整備を進めていくために、不断のスクラップ・アンド・ビルドと税

番外
野坂町長

源涵養に資する取り組みに注力するなど、今後も気を緩めることなく、さらなる財政健全化を進めてまいります。

々 次、公共施設の維持管理について申し上げます。
公共施設等総合管理計画に基づいた、建物施設の総床面積の縮減に向けた取り組みと、緊急性や重要度等を勘案した修繕などを実施してまいります。
また、施設ごとの管理計画の策定・管理のもと、経費の縮減や、電気料削減などに取り組んでまいります。

々 次、町税等の賦課・収納事務について申し上げます。
納税者の利便性向上に向け、コンビニ納付やキャッシュレス決済による納付を推進するとともに、研修等により職員の徴収事務をスキルアップし、職員の相互併任制度を活用し、県と連携して収入未済額を縮減してまいります。

々 次、選挙事務について申し上げます。
4月9日に島根県知事及び島根県議会議員一般選挙、令和6年2月には川本町長選挙が予定されており、法令等を遵守し、適正で円滑な選挙事務を執行してまいります。

々 次、窓口おもてなし事業について申し上げます。
今年度2月末現在の届け出は、転入119件、婚姻5件、出生14件となっております。窓口業務においては、行政サービスの根幹である明るい挨拶を徹底し、丁寧でわかりやすい説明を心がけながら対応してまいります。

々 次、マイナンバーカードの取得促進について申し上げます。
1月末現在の交付率は、全国平均が60.1%、県平均が62.0%、本町は65.3%となっています。国からは、現行の健康保険証を廃止した上での一本化や、運転免許証と一体化する方針が示されている中、検討されているカードの交付申請に対する支援や、代理交付等の手続き面についての動向を注視しながら、取得促進に努めてまいります。

々 次、広聴・広報について申し上げます。
今年度、開催方法を見直して実施したまちづくり意見交換会は、引き続き時期・方法をより吟味し、多くの皆様の声が届きやすい環境づくりに取り組んでまいります。
また、広報紙の充実を図るとともに、「デジタル化推進計画」に沿って、新たに町公式LINEの導入や、ホームページの見直しなどを行い、デジタル技術を有効に活用し、多様化するニーズに対応できる情報発信に努めてまいります。

番外
野坂町長 以上、来年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

議会や町民の皆様から、ご意見をうかがいながら、全力をあげて取り組んでまいります。

引き続き、町政運営のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

々 今定例会に提出しました案件は、条例案件7件、予算案件7件、その他案件3件であります。

この後、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

議 長 以上で、「町長施政方針」を終わります。

々 ここで、暫時休憩いたします。午前10時25分より再開いたします。
(午前10時12分)

々 会議を再開いたします。
(午前10時25分)

々 お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第8「議案第5号、川本町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を、先に審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

々 日程第8、「議案第5号、川本町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 「議案第5号、川本町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について」説明いたします。

概要につきましては、4ページの説明資料をご覧ください。

この条例は、根拠法である地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、採用や業務内容を定めるものでございます。制度の趣旨として、専門的な知識や経験が必要とされ、他の一般職員では対応しがたい職務について、任期を定めた採用を可能とし、正規職員と同等な身分、待遇となり、勤務いたします。適切なコストで、最も効果的な行政サービス

番外湯浅総務財政課長 の提供をするためのものがございます。本町において、この制度を運用におけるポイントとして、今回条例制定によりまして任用を行う業務は、悠邑ふるさと会館管理業務で、イベント企画、舞台技術の専門スタッフであります。職務の号及び級、これは給与に関することですが、一般行政職給料表を用いて処遇いたします。具体的には資料記載の通りの金額を予定しております。各種手当、服務、休暇は、正規職員と同等となります。任用期間は5年とし、正規職員と同様に人事評価を実施し、再度の任用を可能といたします。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「議案第5号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

々 お諮りいたします。

この際、日程第5、「議案第2号、川本町個人情報保護法施行条例の制定について」から、日程第21、「議案第18号、工事請負契約の締結について」までを一括議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

々 日程第5、「議案第2号」から、日程第6、「議案第3号」について説明を求めます。番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 「議案第2号、川本町個人情報保護法施行条例の制定について」、説明いたします。

概要につきましては、資料の5ページ、説明資料をご覧ください。

制定の背景ですが、これまでは、国や独立行政法人、地方公共団体、民間など、それぞれの機関を対象とする法律や条例により取り扱いが別々に規定

番外湯浅総務財政課長

されておりましたが、令和3年5月の法改正により規定が一本化され、委任された事項等を定める新たな個人情報保護に関する条例を制定する必要があります。制定条例は、本件条例を新たに制定し、現在の川本町個人情報保護条例は、廃止となります。主な規定事項は、本条例の実施機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査を第2条で定義しております。情報の開示請求に係る手数料や複写の費用などを第3条で定義しております。条例の改廃や情報セキュリティに関することについて、専門的な意見を聞く必要がある場合は、川本町個人情報保護審査会に諮問することを第5条で定義しております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

々

続きまして、「(議案第3号、)川本町個人情報保護審査会条例の制定について」説明いたします。

概要につきましては、資料3ページの説明資料をご覧ください。

提案理由につきましては、先ほど説明いたしました、川本町個人情報保護条例を川本町個人情報保護法施行条例を制定するにあたり、個人情報保護制度の適正かつ公正な運用を確保するため審査会を設置する必要があるためでございます。前のページをお願いいたします。この条例は第2条で諮問に応じ、審査請求について調査審査することなど、所掌事務を定義しております。第3条では、審査会の委員について定義をしております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

々

次に、日程第7、「議案第4号」について説明を求めます。
番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長

「議案第4号、因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

資料3ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正内容は、この3月で竣工しました2棟について、戸数を追加し4戸とするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

次に、日程第9、「議案第6号」について説明を求めます。
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長

「議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

番外湯浅総務財政課長

改正内容は、資料の4ページをご覧ください。

今回の改正は、1項目めとして、徴税事務手当を給与月額の100分の3、最高8,000円としておりましたが、従事日数に応じた日額500円に改めるものです。2項目めとして、災害応急作業手当の新設で災害発生時、職員が災害現場にて応急対応を行う場合に、危険に対する手当として1日当たり400円を支給するものでございます。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、日程第10、「議案第7号」について説明を求めます。

番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長

「議案第7号、川本町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

説明資料4ページをご覧ください。

1、改正の理由ですが、個人情報保護法の改正に伴い、川本町個人情報保護条例を廃止し、川本町個人情報保護審査会条例を制定することに伴う字句を修正し、当該条例の一部を改正するものであります。

2、改正の概要ですが、個人情報保護法の改正による川本町個人情報保護審査会の意見聴取に係る引用箇所の改正を行うもので、川本町個人情報保護条例を新たに制定予定の川本町個人情報保護審査会条例に改めます。

3、施行期日は、令和5年4月1日です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、日程第11、「議案第8号」について説明を求めます。

番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

「議案第8号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」で説明させていただきます。

本議案は、政令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改正するものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

健康保険法施行令等に定める出産育児一時金の額が408,000円から488,000円に引き上げられたことに伴い、本条例第7条中に定める出産育児一時金の額を同様に改正するものです。

附則といたしまして、施行日を令和5年4月1日とし、施行の前日に出産した被保険者に関わるものについては、なお従前の例によることとしております。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

次に、日程第12、「議案第9号」について説明を求めます。

番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長

「議案第9号、令和4年度川本町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ47,476千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,761,057千円。今回の補正の主な内容としては、事業費の確定等に伴うものと明許繰越費の設定、債務負担行為の設定でございます。

内容につきましては、資料12ページ（正：13ページ）をご覧ください。

歳出から説明いたします。1款議会費では、視察研修取り止めによる1,068千円の旅費の減。2款総務費では、職員退職に伴う退職手当特別負担金12,795千円。役場庁舎の屋根改修工事費は、次年度への見送りによる6,573千円の減など。3款民生費では、入居者の増等に伴う老人ホーム措置費の増1,131千円。4款衛生費では、公立邑智病院負担金は、年次計画の変更に伴い、本年度の工事負担金が62,843千円の減。9款消防費では、江津邑智消防組合の負担金は、消防費の地方交付税算定額の増額により3,360千円の増。10款教育費では、学校保健特別対策事業費は、小中学校のコロナの対策備品の購入1,840千円の増となっております。

歳入につきましては、14款国庫支出金では、空き家対策総合支援補助金は、該当がなかったことによる全額（1,000千円）の減。15款県支出金（500千円）につきましても同様でございます。18款繰入金は、財政調整基金は今回の補正の財源調整として、公共施設等総合管理基金は、庁舎工事の取り止めによる繰り入れの全額減でございます。21款町債では、邑智病院の負担金減に伴う減額でございます。

14ページをご覧ください。

第2表でございます。明許繰越費として、次年度へ繰り越すことが想定される事業について、それぞれ事業ごとに計上しております。

次のページでございますが、第3は地方債の補正で、今年度の地方債の総額は417,638千円となります。下の段基金の年度末残高は、2,244,372千円と見込んでおります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第13、「議案第10号」について説明を求めます。
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長

「議案第10号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ1,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,967千円とするものでございます。

予算説明資料の最後のページをご覧ください。今回の補正は消費税中間申告に伴うものでございます。まず、歳出として、公課費1,273千円を歳

番外伊藤地域整備課長 入として、水道事業基金繰入金 1, 273 千円を計上するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、日程第 14、「議案第 11 号」について説明を求めます。
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 「議案第 11 号、令和 5 年度川本町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 5 年度一般会計の当初予算につきましては、第 6 次総合計画による人口減少対策として取り組むべく事業や、今年度策定の川本町デジタル化推進計画に基づく事業、公共施設の長寿命化など重点的に盛り込み、一般会計当初予算額は 4, 689, 808 千円となり、前年度と比較すると 271, 634 千円、6. 1%の増となっております。

番外湯浅総務財政課長 説明につきましては、予算説明資料の方をお願いいたします。

予算説明資料 28 ページをご覧いただきたいと思います。

予算額の増減の主な要因について説明をいたします。

まず歳出では、総務費は、ふるさと会館空調の改修事業の終了に伴う減でございませう。3 款民生費では、児童数減による保育所運営費の減でございませう。4 款衛生費では、不採算地区病院の加藤病院への支援が、今年度比 117, 906 千円の増。それから邑智病院の建て替えが本格化することにより、負担金の 69, 000 千円の増などでございませう。8 款土木費では、特に谷、瀬尻・久料谷地区治水事業の増によるものでございませう。10 款教育費では、小中学校の改修事業の減が要因でございませう。

歳入では、10 款地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税合わせて 150, 510 千円（正：150, 505 千円）の増を見込んでおります。14 款国庫支出金は、コロナ交付金の減により 75, 560 千円（正：24, 239 千円）の減。18 款繰入金は、財源不足を補うため、財政調整基金、減債基金、学校教育施設整備基金及び公共施設等総合管理基金の繰入増が主な要因です。

31 ページでございませう。上段は、地方債の内訳で一覧にありますように、各事業の財源として借り入れを予定し、過疎ソフト、臨時財政対策債を含めた総額で、437, 223 千円を計上してございませう。

下の表、基金につきましては、総額で 446, 889 千円の取り崩しを計上してございませう、令和 5 年度末残高を 1, 806, 980 千円と見込んでございませう。

なお、詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会においてご説明申し上げます。

以上でございませう。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、日程第 10、「議案第 12 号」から、日程第 16、「議案第 13 号」

議 長 について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 「議案第12号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計予算について」説明させていただきます。

まず、第1条において、令和5年度の国民健康保険事業特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ495,498千円としております。第2条において、一時仮借入金の最高限度額を100,000千円とし、第3条において、歳出予算の流用について定めております。

最終ページの説明資料をご覧ください。

予算の概要ですが、予算総額は前年度と比較して3,974千円、0.8%減額となっております。増減の大きなものとして、保険給付費が49,725千円の増額となる一方、令和4年度予算では、事務処理標準システム導入に係る経費を計上しシステムが完成したことにより、総務管理費が49,182千円減額となっております。

詳細につきましては、後程設置予定の予算特別委員会にてご説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第13号、令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について、説明させていただきます。

令和5年度の後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ140,686千円としております。

最終ページの予算説明資料をご覧ください。

予算の概要ですが、予算総額は前年度当初予算と比較して12,074千円、7.9%減となっており、主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金が12,175千円の減額となっております。

詳細につきましては、後程設置予定の予算特別委員会にて説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第17、「議案第14号」から、日程第18、「議案第15号」について説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第14号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

予算の総額は歳入歳出それぞれ203,923千円で、対前年107%、14,808千円の増額となっております。

予算説明資料の最後のページをご覧ください。

増額の主な要因は、起債償還の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、後程設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議の方、よろしくお願いをいたします。

番外伊藤地域整備課長 次に、「議案第15号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

予算の総額は歳入歳出それぞれ55,840千円で、対前年102%、1,340千円の増額となっております。

予算説明資料の最後のページをご覧ください。

増額の主な要因は、委託料の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、後程設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 次に、日程第19、「議案第16号」から、日程第20、「議案第17号」について、説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長 「議案第16号、川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」説明いたします。

本計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求めるものです。

資料2ページから4ページの3事業が、今年度の追加事業となります。

2ページをご覧ください。一つ目が、谷地区治水対策事業、事業費は31,000千円です。

3ページをお開きください。二つ目が、小学校屋外運動場機能改善事業、事業費は23,466千円です。

4ページをお開きください。三つ目が、悠邑ふるさと会館改修事業、事業費は40,000千円となっております。

本計画は、過疎対策事業債を活用する際に必要な計画となっており、過疎対策事業債の活用予定事業の追加が、今回の変更理由となります。

々 続いて、「議案第17号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」です。

本計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

資料3ページをご覧ください。

今回は、田原絵堂地域の辺地計画について変更を行います。

アンダーライン、町道田原絵堂線改良事業の事業費が変更箇所となります。上段が変更前、下段が変更後となります。変更後の事業費は215,800千円。財源内訳として、特定財源137,733千円。一般財源78,067千円、うち辺地対策事業債予定額が77,900千円となります。

本計画は、辺地対策事業債を活用する際に必要な計画となっており、辺地対策事業債の活用予定事業の事業費の変更が、今回の変更理由となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 次に、日程第21、「議案第18号」について、説明を求めます。
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 「議案第18号、工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。
本議案は、令和5年2月22日、指名競争入札に付した令和4年度社会資本整備総合交付金事業、町道田原絵堂線道路改良工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
契約の金額は75,350,000円。
契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川下686番地、大鵬建設有限会社 代表取締役 じょうのう ひろゆき 城納 浩行氏でございます。
次のページをご覧ください。平面図にてご説明いたします。町道田原絵堂線道路改良工事につきましては、総延長816m(816.1m)を2工区に分け、本年度は1工区延長380mの改良工事を行います。道路計画幅員については、全幅員5m、車道幅員を4mとし、工期については、令和5年12月31日としております。
以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。
これより質疑を行います。

々 「議案第2号、川本町個人情報帮助保護法施行条例の制定について」、質疑を行います。
質疑ありませんか。5番木村議員。

5番
木村議員 この関係でですね、主な規定条項、実施機関の関係について、教育長にお尋ねします。施行条例に定める実施機関は、或いはいろいろありますが、教育委員会とありますが、公立学校・小学校・中学校のことについて、この実施機関に入るのか入らないのか、どのように対応されとるのか、ということをお尋ねします。

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長 条例上の実施機関という記載をしておりますが、この実施機関というのはこの個人情報、個人情報保護法の対象となる機関という意味でですね、実際に何か実務を行うというような意味の実施機関ではございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。その上で質問をよろしく願います。

議 長 5 番木村議員。

5 番 今の回答はちょっと分かりかねるんですけど、学校は実施機関ではないんですかな。関係ないんですか。
木村議員

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 この法律がですね、地方公共団体に関わることなんですけど、その中で町長部局、それから教育委員会それから私説明申し上げましたが、様々な行政委員会がございまして、それぞれの部局が対象になると、この法律の対象になるという意味でご理解いただければと思います。

議 長 5 番木村議員。
5 番 それでは教育長、再度お尋ねします。小学校・中学校の個人情報の関係について、どのような対応をされてますか。
木村議員

議 長 番外宇山教育長。

番外宇山教育長 個人情報につきましては、現行の法律に基づいて管理をいたしております。
議 長 すいません。木村議員、3回過ぎました。

々 他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第3号、川本町個人情報保護審査会条例の制定について」、
質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第4号、因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。5番木村議員。

5番 端的に聞きます。これ改正されたということの提案ですが、近隣及び等の
木村議員 関係について、どのようになっているかということ。それをお願いします。

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総 今回の徴税事務手当、それから併せて追加、本町で追加いたしました。災害、
務財政課長 災害、災害、応急作業、災害応急作業手当でございますが、徴税の方の手当、
それから、災害の方の手当も近隣の方、調べまして、概ね、この金額という
ことで確認いたしまして、今回、この額を決めております。

議 長 5番木村議員。

5番 ネットで見ると各市町、まちまちというふうに出てます。それは川
木村議員 本なら川本なり、それなりと思います。もう一点。日当と手当の関係が、他
の市町ではあるんですが、この関係については、本町ではどのようなお考え
ですか。

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総 すいません。その日当、手当に関連する日当というの、ちょっと私、把握
務財政課長 しておりませんが、今回のものは、日額でそれぞれ500円なり、400円
を支給するというので、これとは別の日当というものはですね、ちょっと
把握していませんが、例えば時間外勤務手当が合わせて出るとか、そういう
ことがございますが、それ以外のものはございません。

議 長 他ありませんか。はい、6番石川議員。

6番 少し細かいことちょっと聞くんですが、月曜から金曜までと、土日祝日で
石川議員 すね休みですね。ここらは同一という解釈でよろしいんですか。

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総 手当の日額単価については、全く同額になります。例えばそれが時間外に
務財政課長 関わる時間帯だったとか、土日の場合は、その手当ともちろんその時間外勤
務手当というものがあわせて支給されることになろうかと思えます。

議 長 6番石川議員。

6番
石川議員 ちよっともう1回確認ですけども、日額については月曜から金曜までと土日、これは全く分けなくても問題ないという、こういう解釈でいいんですか。

議 長 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 分けないというふうになっております。これは問題ありません。

議 長 他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第7号、川本町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第8号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑はありませんか。5番木村議員。

5番
木村議員 これは今回国からも、昨年12月10日、岸田総理も表明された件ですが、金額がですね500,000円というふうに報道されてます。（それ）で、その関係でですね488,000プラス加算額12,000円、前回の委員会で説明を受けましたけど、そういうことを加えてですね、今後町の周知の関係について産科医療費補償制度等の加算対象という出産に関わる出産育児の関係の費用の関係についてですね、広報的に500,000円ということ、広報される考えはありませんか。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 今回の産科医療補償制度のところ含めて500,000円ということですけども、そこら辺の周知の仕方についてはですね、今いただいた意見をちょっと踏まえてですね、少し考えていきたいと思えます。

議 長 他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第9号、令和4年度川本町一般会計補正予算（第6号）」に

ついて、質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第10号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第16号、川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第17号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」、質疑を行います。質疑はありませんか。5番木村議員。

5番
木村議員

移動通信施設の関係でですね、まだ難聴のところ、例えば笹畑のクリーンセンター付近等の関係もあるんですが、他の機関等のところですね、通るところもあるかもわかりませんが、あそこで困難なというふうな声があるんですけど。それでですね今後そういうふうに拡充するという考え方ありますか、この1点願います。

議 長

番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長

現在のところは拡充していくということはありません。これはですね、どこかのその会社の携帯(電話)がですね、各家に届けば、一応この補助事業のところからは現在外れるということもありません。現在のところはそういった予定はありません。

議 長

よろしいですか。他ありませんね。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第18号、工事請負契約の締結について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、日程第22、「報告第1号、専決処分事項の報告について」の件を

議 長	議題といたします。
々	執行部から報告事項の説明を求めます。番外坂根教育課長。
番外坂根教育課長	<p>「報告第1号、専決処分事項の報告について」、ご説明をいたします。</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これをご報告いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>専決処分の事項は、損害賠償の額の決定及び和解をすることです。損害賠償及び和解の相手方は、川本町大字川本265-3、江角 要氏でございます。事故の概要ですが、令和4年10月2日午後4時57分頃、本町職員が運転する公用車が悠邑ふるさと会館駐車場敷地から道路へ進入する際、走行中の相手方車両の後方へ衝突をいたしました。</p> <p>なお、この事故によるけがはなく、対人賠償責任は生じておりません。</p> <p>損害賠償の額は320,461円で、本町加入の全国自治協会自動車損害共済により対応いたします。和解の要旨といたしまして、本町の過失割合を8.5割とし、相手方に対して支払い義務があることを認め、このほかには、一切の債権債務がないことを相互に確認をいたしました。</p> <p>次のページには、資料として事故の概要とともに、事故現場の見取り図を記載しております。</p> <p>以上、本件について、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p> <p>「報告第1号」について質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>3番圓山議員。</p>
3番圓山議員	<p>はい、えっとですね、この図面を見ましたら見通しのいいところなんですけども、過失割合とすれば8でこちら側が、職員の方、責任を取らなくちゃいけないみたいな感じなんですけども、事故の詳しい状況とそれと本人に対してのペナルティみたいなもんあるんですか。というのは、保険料も高くなると思うんですが、そのところはどのような状況なんですか。</p>
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教育課長	<p>事故の詳しい状況につきまして、ご説明を申し上げます。この日は町の悠邑ふるさと会館のイベントの日でございまして、その片付けが終了後、マルチホール側の駐車場から、公用車に荷物を乗せて出ようとしたところ、坂の上の方から降りてこられた、相手方の車両の後方にぶつかったものでございます。運転していた本人といたしましては左右の確認をしたつもりだったろうと思うんですけれども、この点に関しましては不注意と言うしかないかな</p>

番外坂根教育課長	というふうに考えております。ペナルティについては特に科しておりません。以上です。
議 長	<p>よろしいですか。 (「はい」の声あり) 他ありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。</p>
々	<p>次に、日程第23、「発委第1号、川本町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の件を議題といたします。 提出者から趣旨説明を求めます。6番石川議会運営委員会委員長。</p>
6番 石川議会運営委員長	<p>「発委第1号、川本町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、ご説明を申し上げます。 資料20ページをお開きください。 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまでは対象となる機関ごとに別々の法律や条例により運用されてきた個人情報の取り扱いに関するルールが統一をされました。しかしながら、国会や裁判所が法律の対象外とされたことに伴い、議会も新個人情報保護法の適用対象外とされております。このため川本町議会における個人情報の取り扱いに関する規律を定めるため条例を制定するものであります。 次のページ以降、条例案作成の基本的な考え方を記載しておりますので、内容については、新個人情報保護法との整合性を勘案したものとしております。 なお、条例には罰則規定を設けておりますが、この規定は松江地方検察庁との協議を済ませております。 施行期日は、令和5年4月1日としております。 議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただき適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、趣旨説明を終わります。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。</p>
々	<p>次に、日程第24、「予算特別委員会設置調査付託、委員選任について」の件を議題といたします。</p>

議 長 お諮りいたします。「議案第11号」から「議案第15号」に関しましては、お手元に配付してあります予算特別委員会設置要綱（案）により、予算特別委員会を設置し、これに令和5年度一般会計及び特別会計の予算に関する審査並びに調査を付託の上、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査することができることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定いたしました。

々 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

々 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

々 次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきまして、あらかじめ審議していただいておりますので、その結果をご報告いたします。

々 委員長に、1番香取議員、副委員長に、5番木村議員。

々 以上のとおり、正副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、正副委員長はそのように選任されました。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、本会議を閉じます。

（午前11時23分）

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容にお

いて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員